

三次市教育委員会議案第33号

三次市教育奨学基金貸付条例施行規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(その他)</p> <p>第25条 略</p>	<p>(延滞金の計算)</p> <p>第25条 条例第16条に規定する延滞金は、返還期日の翌日から起算して返還する日までの日数に応じ、返還すべき額について、年利10パーセントの割合で計算した額とする。ただし、延滞金に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>(その他)</p> <p>第26条 略</p>
<p>附 則</p> <p>この規則は、平成26年1月1日から施行する。</p>	<p>_____</p> <p>_____</p>